

県営林提案型施業モデル事業（丹生川地区）

プロポーザル募集要領

平成30年3月5日

岐阜県林政部治山課

目 次

第1	事業の目的	2
第2	事業の内容	
1	事業の内容	2
2	協定期間	2
3	県負担金見積限度額	2
第3	提案に係る事項	
1	参加資格	3
2	企画提案書の作成	3
	(1) 事業主体の概要	
	(2) 事業地の概要	
	(3) 事業の実施計画	
	(4) 安全管理	
3	提案にあたっての留意点	4
4	実施箇所	4
5	支払条件等	4
第4	公募手続に関する事項	5
	(1) スケジュール	
	(2) 募集要領等の配布	
	(3) 募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表	
	(4) プロポーザル参加表明書の受付	
	(5) 企画提案書の受付	
	(6) 企画提案参加に際しての注意事項	
	(7) 県負担金等見積書作成に当たっての注意事項	
第5	評価に係る事項	
1	評価方法	7
2	評価会議	7
3	評価項目及び評価内容	7
4	最優秀提案者の選定	7
5	評価結果の通知及び公表	7
第6	協定の締結	8
第7	事業の適正な実施に関する事項	
1	関係法令の遵守	8
2	事業の一括請負の禁止	8
3	個人情報の保護	8
4	守秘義務	8
5	事業計画書等の提出	8
6	事業実施報告書等の提出	8
7	事業の推進	8
8	知的財産権の帰属等	8
9	協力事項等	8
第8	事業の継続が困難となった場合の措置について	
1	協定締結者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	9
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	9
第9	岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく通報義務	9
第10	問い合わせ先及び各種書類の提出先	9
別表	評価項目及び評価内容	10

県営林提案型施業モデル事業（丹生川地区）

プロポーザル募集要領

第1 事業の目的

県では、森林の公益的機能の持続的な発揮と森林資源の有効利用を図りながら、健全で豊かな森林づくりに取り組んでおり、県営林においても同様に森林の適正な管理を進めているところですが、民間の活力やノウハウを活用することにより、効率的かつ安定的な木材生産による森林経営の安定を推進するため、森林管理に関する業務の基本協定を締結します。

このため、県ではこの主旨を理解いただき森林管理業務の優れた技術力や遂行力を持つ事業者（事業主体）を選定するための公募を行います。

※留意事項

本業務に係る予算は、平成30年度当初予算の成立を前提としており、成立しない場合は、公募を中止しますので、あらかじめご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加希望者において損害が生じた場合にあっては、県ではその損害について一切負担しません。

第2 事業の内容

1 事業の内容

- (1) 指定する県営林において、森林経営計画等の作成と立木の伐採、保育その他の森林施業及び作業道等施設の開設・設置（森林施業は県営林内のみ、作業道等施設の開設・設置は県営林内及び県営林に至る区域のみ）
- (2) 事業実施に伴い法令等による規制がある場合はその許認可等を受けるなど関係機関等との調整
- (3) 土地所有者に対する事業説明と承諾
- (4) 搬出間伐の伐採木や作業道等開設に伴う支障木の、県営林収獲調査要領に基づく調査と報告
- (5) 上記（4）で調査・報告した立木の買い取り（伐採は、立木代金納付後に実施）
- (6) 森林施業及び作業道等開設等の事業の自己評価
- (7) 事業実施に伴う補助金の交付申請、受領及び精算に係る業務
- (8) 指定する県営林内の巡視及び必要に応じた作業道等施設の維持管理
- (9) 県営林を核とした周辺の森林を含めた一体的な施業の実施の推進
- (10) (6)の自己評価を毎年度実施し県へ報告

2 協定期間

協定締結日から平成36年3月31日

3 県負担金見積限度額（単位：千円）

H30年度	H31年度～H35年度	合計
1,620	54,229	55,849

※県負担金とは、県営林の整備及び林道等開設に要する経費から「1 事業の内容（7）」による補助金を除いた金額を示します。

※消費税及び地方消費税額を含みます。

※事業期間中に消費税率の変更があっても負担金額は変更しません。

※単年度ごとの県負担金額は、別途、県と事業実施主体との間で調整を行います。

第3 提案に係る事項

1 参加資格

企画提案に参加できる者は、業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他団体（以下「法人等」という。）又は法人等で構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）であって、参加表明書(様式1)を提出した者であること。

また、法人等にあつては、以下の(1)から(8)までのすべての要件を満たす必要があるものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」及び「岐阜県森林整備業務請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (7) 過去3年間、本店及び営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を、様式2に沿って作成してください。企画提案書の様式等は、日本工業規格 A4縦型（一部 A3版資料折込使用可）とします。また、企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

(1) 事業主体の概要

- ① 実施体制
- ② 取得資格の保有状況（※ 岐阜県森林経営プランナーと岐阜県地域森林監理士は必ず記入してください。）
- ③ 林業機械の保有状況
- ④ 森林整備事業の実績（3ヶ年分）

(2) 事業地の概要（事業区域に県営林以外を含める場合に記入願います。）

- ① 所在地
- ② 森林資源の状況

(3) 事業の実施計画

- ① 年度別事業計画
- ② 補助事業活用計画

企画提案書作成時に存在し、かつ交付条件が満たせる補助金・交付金などを任意に設定ください。なお、補助率等についても、適用できる率を設定ください。（企画提案書作成時に存在しない補助金

や補助率での計画は提案しないでください。)

- ③ 作業道等開設計画
 ④ 事業実施に向けた効率性、安全性、環境性等を考慮した森林経営方針や実施手法

下記事項を含む内容で記載してください。

ア 木材生産及び搬出に関する事項

- ・事業実施に伴い伐採される立木をどのようにして販売するか、伐採地の地理的条件や伐採量及び材質等を踏まえて提案してください。
- ・木材販売の収益性を高めるための具体的な提案をしてください。

イ 作業道等開設に関する事項（周辺森林を含めた路網の構築）

- ・路網計画は、県営林の利用に限らず、県営林を含める周辺森林（別に定める区域）を一体とした路網を提案してください。
- ・路網の延長が長大となるため、林業専用道（規格相当）と作業道を組み合わせたものとし、災害に強い効率的（材の運搬、収穫林分を目指した線形等）かつ経済的な路網を提案してください。
- ・県営林に至らない路網及び県営林から先の路網開設については、この事業の対象外として取り扱います。このため、森林経営計画の対象区域や県負担金の積算には含めないでください。
- ・ご提案いただく県営林に至らない路網及び県営林から先の路網は、別途県から隣接所有者へ提案のうえ施業を検討してもらうことを前提とします。

(4) 安全管理

- ① 安全管理の体制
 ② 緊急時の連絡体制

3 提案にあたっての留意点

(1) 提案を募集する県営林は、現在、木材生産林に位置づけられています。

(2) 第2-1-(7)の補助金限度額及び県負担金限度額（単位：千円）は以下のとおりです。

	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
補助金等限度額	0	40,000	40,000	40,000	40,000	30,000
県負担金限度額	1,620	12,013	14,396	11,804	9,304	6,712

※ 補助金等限度額は、提案内容をより公平に評価出来るよう、参加者からの提案が一定規模に収まるよう仮定値として設定していますが、県として交付を約束するものではありません。

※ 県負担金限度額には、消費税及び地方消費税額が含まれます。

※ 単年度ごとの県負担金額は、事業者選定後に、県と事業実施主体との間で別途調整を行います。

※ 県営林内の森林整備等に係る造林事業補助金には、県単高上げは適用しない条件で提案ください。

4 実施箇所（齢級等：平成29年4月1日時点）

面積：ha

県営林番号	所在地	区域面積	人工林面積	樹種	齢級	面積	区域図
134	高山市丹生川町折敷地 字牛コバ谷 3534 字腰谷 3564 番1 字所サコ 3536 番1	62.96	57.75	カラマツ	9~13	57.75	別紙 図面1
135	高山市丹生川町折敷地 字黒花谷 3528 番1 字コネス谷 3538 番1	18.83	18.83	カラマツ	12	18.83	図面2
計		81.79	76.58	カラマツ		76.58	

5 支払条件等

- ・県営林の森林整備及び作業道等開設に要する経費から補助金を除いた金額を会計年度毎の予算の範囲内で県負担金として支払うものとします。ただし、搬出間伐に要する経費から補助金を除いた金額は、立

- 木販売時に必要経費として差し引くものとし、県負担金は支払いません。
- ・協定締結者は精算が完了した事業実施箇所毎に県負担金を請求することができます。

第4 公募手続に関する事項

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要領等の公表・配布	平成30年3月5日(月)～平成30年7月2日(月)
② 募集要領等に関する質問受付	平成30年3月5日(月)～平成30年7月2日(月)
③ プロポーザル参加表明書受付	平成30年3月5日(月)～平成30年7月2日(月)
④ 企画提案書の受付	平成30年3月5日(月)～平成30年7月9日(月)
⑤ プロポーザル評価会議	平成30年7月 (予定)
⑥ 評価結果の通知・公表	平成30年7月 (予定)

(2) 募集要領等の配布

- ① 配布日時 平成30年3月5日(月)～平成30年7月2日(月)
午前8時30分～午後5時 (ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。)
 - ② 配布場所 岐阜県林政部 治山課 水源林保全係
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号岐阜県庁8階)
- ※ 募集要領等は、岐阜県公式ホームページからも入手できます。
岐阜県庁HP (<http://www.pref.gifu.lg.jp/index.html>) > 入札情報 > 公募型プロポーザル公告

(3) 募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書受付期間
平成30年3月5日(月)～平成30年7月2日(月)午後5時まで
- ② 質問書提出方法
プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(様式5)を治山課あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Word としてください。)を添付して提出してください。
岐阜県林政部治山課水源林保全係(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号)
FAX 058-278-2707 / 電子メールアドレス c11519@pref.gifu.lg.jp
- ③ 回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県林政部治山課のホームページ上にて公表します。
岐阜県庁HP (<http://cms.portal.rentai.gifu/kensei/nyusatsu/proposal/>) > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル

(4) プロポーザル参加表明書の受付

- ① 受付期間
平成30年3月5日(月)～平成30年7月2日(月)午後5時まで
- ② 提出方法
プロポーザル参加希望者は、参加表明書(様式1)を治山課まで持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合も、平成30年7月2日(月)午後5時必着となります。また郵送の場合は電話で到着確認を行ってください。

(5) 企画提案書の受付

- ① 受付期間 平成30年3月5日(月)～平成30年7月9日(月)午後5時まで
- ② 提出書類
 - ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式2)
 - イ 県負担金等見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式3)

ウ 関係書類

(ア) 履歴事項全部証明書（提出の日において発行日から30日以内のもの）

※法人でない団体の場合は、存在を明らかにできるもの。

※共同事業体の場合は、全ての構成団体分

(イ) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4）

(ウ) 直近事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、親会社が証券取引法の適用会社においては、親会社の個別及び連結財務諸表を、不適用会社においては、個別又は連結財務諸表のいずれかを（可能な場合はどちらも）提出してください。）

③ 提出部数 10部（正本1部、副本9部）

④ 提出方法 ・ 県庁治山課あてに持参又は郵送により提出してください。
・ 郵送の場合も、平成30年7月9日(月)午後5時必着となります。
また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

⑤ 注意事項

ア Microsoft PowerPoint やパンフレットなどの資料を用いて、プレゼンテーションを行う場合には、提出期限までに資料を治山課あてに持参又は郵送により提出してください。なお、Microsoft PowerPoint によるプレゼンテーションを希望する場合は、スライドを印刷した資料（1ページ1スライド）を提出してください。

(ア) 提出期限 平成30年7月9日(月)午後5時まで
郵送の場合も、平成30年7月9日(月)午後5時必着となります。
また、郵送の場合は電話で到着確認を行ってください。

(イ) 提出部数 10部

イ 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) 企画提案参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

提案者に次の行為があった場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 募集要領に違反すると認められる場合

ウ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと

エ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること

オ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと

カ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等、企画提案参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア 参加表明書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日前日の午後1時まで、辞退届（様式自由）を治山課に持参又は郵送により申し出てください。

(7) 県負担金等見積書作成に当たっての注意事項

① 県負担金とは、県営林の森林整備及び作業道等開設に要する経費から補助金を除いた県が負担する金額を示します。

ただし、搬出間伐に要する経費から補助金を除いた金額は、立木販売時に必要経費として差し引いて販売することとし、県負担金は支払いません。

② 県営林の森林整備に係る概算事業費には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を記入願います。

③ 立木買受見込額については、下記のとおり算出うえ記入願います。

・「立木買受見込額」＝「木材売上見込額」－「伐採費、積込費、運搬費等の必要経費」

※補助事業を利用する場合、必要経費は補助金を除いた金額としてください。

第5 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「岐阜県県営林提案型施業モデル事業プロポーザル評価会議」（以下「評価会議」という。）が行います。

なお、評価会議は、評価項目（別表「評価項目及び評価内容」）に基づき、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、以下により企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 評価会議

(1) 開催日時、場所

平成30年7月（後日、様式6により企画提案参加者に通知します。）

岐阜市（予定）

(2) プレゼンテーションの所要時間

① プレゼンテーション 20分以内

② 評価会議構成員からの質疑 10分程度

(3) 注意事項

① 企画提案参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することは出来ません。指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはしません。

② Microsoft PowerPoint によるプレゼンテーションを希望される場合は、プロジェクター、パソコン、指し棒は、企画提案参加者にて用意してください。なお、スクリーンについては、県が用意します。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

4 最優秀提案者の選定

上記評価の結果に基づき、県において最優秀提案者を選定します。

5 評価結果の通知及び公表

評価の結果は、選定・非選定に拘わらず、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の内容等について岐阜県ホームページで公表します。（公表期間：3年間）

なお、評価結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

公表内容 ① 最優秀提案者の名称・評価点

- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順） ※②との対応関係は明らかにしません。
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と協定締結の相手方が異なる場合にその理由

第6 協定の締結

選定した最優秀提案者と県が協議し、業務の内容を確定させたうえで、協定を締結します。

協定の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により最終的に決定します。

なお、選定した協定候補者と県との間で行う業務の内容について協議が整わなかった場合には、評価結果においてその総合評価が次に高い提案者と協議を行うこととします。

第7 事業の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

協定締結者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

2 事業の一括請負の禁止

協定締結者は、協定締結者が行う業務を一括して第三者に請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を請け負わせることができます。

3 個人情報の保護

協定締結者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

協定締結者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務終了後も同様とします。

5 事業計画書等の提出

協定締結者は、年度毎に単年度事業計画書及び業務スケジュールを作成し、県の承認を得てください。

6 事業実施報告書等の提出

協定締結者は、年度毎に事業実施報告書を書面で県に提出し確認を受けるものとします。

再造林より得られた成果等については、年度毎にコスト比較実績書及び作業記録簿を付して、県に提出してください。

7 事業の推進

- ① 協定締結者は、本要領第6で確定した事業を実施してください。
- ② 専門家による技術的な助言等や情勢の変化等により計画変更が必要となった場合は、遅滞なく県と協議してください。

8 知的財産権の帰属等

この事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等の権利化された無体財産権等）は発明者に帰属しますが、県が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を県に許諾することとします。

9 協力事項等

- ① 県等が主催する研修会、報告会等において、成果等の発表を求められた場合は協力しなければなりません。
- ② 工程分析、生育状況等の確認のため、県の機関からデータの提供、現地への立ち入り等の要請があった場合は協力しなければなりません。
- ③ 県は、企画提案書の内容及びこの事業により得られた成果等について、無償で活用・公表できるものとしします。

第8 事業の継続が困難となった場合の措置について

県と協定締結者との協定期間中において、協定締結者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 協定締結者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

協定締結者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は協定の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、協定締結者が賠償するものとしします。なお、次期協定締結者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとしします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び協定締結者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとしします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとしします。

なお、協定期間終了若しくは協定の取消しなどにより次期協定者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとしします。

第9 岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に準じた通報義務

協定締結者は、協定の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報してください。

また、協定締結者は、暴力団による不当介入を受けたことにより、協定期間内に業務を完了することができないときは、県に内容の変更を請求することができます。

第10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒 500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 (県庁8階)
岐阜県林政部 治山課 水源林保全係
TEL 058-272-1111 内線3165
FAX 058-278-2707
電子メールアドレス c11519@pref.gifu.lg.jp

別表

評価項目及び評価内容

(1) 評価基準

○評価項目については下表の評価項目ごとに5段階評価とし、採点表に記入する。

○評価点は、次のとおりとする。

「優れている」＝5点 「やや優れている」＝4点 「普通」＝3点

「やや劣っている」＝2点 「劣っている」＝1点

評価項目	評価内容	評価点	換算値	配点上限	
基本事項 (参加者評価)	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 事業の目的を達成するために、十分な人員体制を有し、協定期間中、事業を継続的に実施できる体制となっているか。 【留意事項】 実施体制とスタッフ数等 企画提案を実施するために必要な機械設備等を持ち合わせているか。 	5	×2.0	10
		<ul style="list-style-type: none"> 地域における森林経営の中核を担う人材と位置づけられた「岐阜県森林経営プランナー」に登録された者が所属しているか。 評価点：（登録なし：0点、1名以上：3点、3名以上：4点、5名以上：5点）	5	×1.0	5
		<ul style="list-style-type: none"> 地域が主体となった森林づくりの森林管理・経営に必要な知識・技術を有する人材と位置づけられた「岐阜県地域森林監理士」に登録された者が所属しているか。 評価点：（登録なし：0点、1名以上：5点）	5	×1.0	5
	実施能力	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を効果的かつ効率的に実施する能力を有しており、知識・ノウハウ等を当事業に十分に生かすことが期待できるか。 	5	×2.0	10
経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> 提案者の経営基盤が安定しているか。 直近の収支決算書等において安定した経営を行っており、業務を協定期間中、適正に運営していける財務状況であるか。 	5	×1.0	5	
企画提案事項 (提案内容評価)	事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施計画について、業務の内容や目的を理解し、地域の森林資源状況や、地域の課題等に対応した森林整備計画となっているか。 	5	×2.0	10
	技術提案	<ul style="list-style-type: none"> 路網計画は、周辺森林も含めた効率的かつ経済的な計画となっているか。 1) 線形に関する項目 2) 経済性に関する項目 	5	×6.0	30
		<ul style="list-style-type: none"> 効率性、安全性、環境性等を配慮した技術提案となっているか。 1) 木材生産及び搬出に関する項目 	5	×2.0	10
		<ul style="list-style-type: none"> 2) 作業道等開設に関する項目 	5	×2.0	10
		<ul style="list-style-type: none"> 3) 流通システムに関する項目 4) 伐採木の販売方法に関する項目 	5	×2.0	10
価格事項	見積内容	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案内容に見合った適切な積算となっているか。 (県負担金が県予算額を上回る場合は0点) 	5	×1.0	5
	効率性・経済性	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な実施による経済性に優れた価格となっているか。 	5	×4.0	20
ヒアリング事項	取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> 業務の目的、内容を十分に理解し、技術提案内容を的確に説明するなど、取組意欲が高いか。 評価基準、質疑応答等で公開している情報に基づき、業務の内容を正しく理解しているか。 評価会議構成員からの質問に対し、技術的知識や豊富な経験に基づいた回答をしているか。 	5	×2.0	10
合 計				150	

(2) 最優秀提案者の選定方法

① 選定方法

県は、評価会議の構成員別に提案者ごとの採点の合計を比較し、第1位に3点、第2位に2点、第3位に1点、第4位以下に0点の順位点を付与する。

ただし、同順位のプロ案者が複数ある場合、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を当該同順位となった提案者の数で除して得られる点数を付与する。

提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付し、上位の者を最優秀提案者と選定する。

また、各構成員の採点結果のうち90点未満の採点があった提案については、その提案者を除いて順位を付す。

提案者が1者のみの場合は、各構成員の採点結果が90点以上の場合はその者を最優秀提案者とする。いずれの提案にも90点未満の採点があった場合は、最優秀提案者は該当しないものとする。

② 順位点の合計が同点の場合の取扱い

順位点の合計が同点の場合は、様式3「県負担金等見積書」の県負担金額の安価な順に順位を決定する。なお、提案金額についても同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとする。